

デイサービスセンターりんりん

通所介護・第1号通所事業（千葉市通所介護相当サービス） 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人煌徳会が開設するデイサービスセンターりんりん（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護・第1号通所事業（千葉市通所介護相当サービス）（以下「通所介護事業等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護又は要支援状態にある高齢者に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 管理者や従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。
- 2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 利用者の家族との連携を図るように努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター りんりん
- (2) 所在地 千葉市花見川区宇那谷町1735

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 営業日ごとにサービス提供を行う時間数に応じて1名以上とします。

※利用者又はその家族との相談のうえ、通所介護計画書及び通所介護相当サービス計画書を作成し、サービスの提供方法等について十分な説明を行う。

- (3) 介護職員 営業日ごとにサービス提供時間数に応じて5名以上とします。

※通所介護計画書及び通所介護相当サービス計画書に基づき、利用者に必要な介護及び介護予防介護業務を行う。

- (4) 看護職員 営業日ごとに1名以上とします。

利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

- (5) 機能訓練指導員 営業日ごとに1名以上とします。

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日、営業時間及び利用者定員は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

- (3) サービス提供時間 午前8時50分から午後4時10分までとする。

(送迎時間を除く)

- (4) 利用者定員 1日あたり介護サービスと予防サービスを合わせて30名とする。

(通所介護事業等の内容)

第6条 通所介護事業等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）

- (2) 機能訓練（日常動作訓練）

- (3) 介護サービス（移動や排せつの介助、見守り等）

- (4) 介護及び介護予防介護方法の指導並びに計画書作成

- (5) 健康状態の確認

- (6) 送迎

- (7) 入浴

- (8) 食事

(利用料の受領)

第7条 通所介護事業等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は千葉市長の定める額とし、当該通所介護事業等が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない通所介護事業等を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣又は千葉市長が定める基準

により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

- 3 利用者に提供する食事に要する費用は、食材料費及び調理等に係る費用相当額とし、昼食 7 6 0 円、おやつ代 1 1 0 円とする。
- 4 前項のほか、次に掲げる各号の費用は「別表 1 料金表」のとおりとし、その額を徴収する。
 - (1) 通常に通所介護事業等の営業時間以外の時間の利用料。
 - (2) 第 9 条に規定する通常に通所介護事業等の実施地域以外の送迎に要する費用。
 - (3) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。
 - (4) 利用者が食するおやつ代。
- 5 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用料の変更)

第 8 条 前条に定める利用料の受領は、法令等の変更及び経済環境の変化等により利用料の変更の必要性が生じた場合は変更するものとする。

(通常に通所介護事業等の実施地域)

第 9 条 通常に通所介護事業等の実施地域は、千葉市花見川区、稲毛区、若葉区、四街道市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第 1 0 条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会等を侵害してはならない。
- 2 利用者は、事業所の設備、備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、利用者が賠償するものとする。
 - 3 事業者は、利用者の重大な過失により利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
 - 4 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時における対応方法)

第 1 1 条 通所介護事業等の提供を行っているときに、利用者に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(掲 示)

第13条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制等を掲示する。

(勤務体制の確保)

第14条 事業者は、利用者に対して良質なサービスが提供できるよう、適正な勤務体制を定める。

2 通所介護事業等の質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

(衛生管理)

第15条 当該事業所の従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(苦情処理)

第16条 提供した通所介護事業等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第17条 利用者に対する通所介護事業等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な処理を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第18条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人

煌徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成20年 5月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年 2月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成21年11月1日から施行する。
- 4 この規定は、平成23年11月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成24年 4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、令和1年10月1日から施行する。
- 9 この規定は、令和1年12月1日から施行する。
- 10 この規定は、令和5年4月1日から施行する。